

00024

1 昭和30年6月10日 金曜日 鳥取県公報 第2623号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- ◆告示
 - 漁業監督吏員の解任
 - 立入検査証票の返納
 - 司法警察員の指名
 - 基本測量の実施
 - 廢の指定
- ◆人委規則
 - 人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則
 - 家畜人工授精講習会修業試験の合格者
- ◆公告

告

示

鳥取県告示第二百八十四号

第一項の規定による漁業監督吏員を次のように解任した。

立入検査 証票番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日
一八	山田久壽男	事務 吏員	元東部地方事 務所	昭和三十年 五月一日
七	山田久壽男	事務 吏員	元東部地方事 務所	昭和三十年 五月一日

鳥取県告示第二百八十五号

次のように漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十八条の規定に基く立入検査証票の返納があつた。

昭和三十年六月十日

立入検査 証票番号	氏名	職名	勤務所	返納年月日
七	山田久壽男	事務 吏員	元東部地方事 務所	昭和三十年 五月一日

鳥取県告示第二百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条

第五項の規定による司法警察員として職務を行う者を次のように指名した。

昭和三十年六月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

司法警察員証番号	氏名	職名	勤務所	指名年月日
四三五	伊藤 康夫	技術吏員	水産試験場	昭和三十年四月一日
四二五	油井 恭	水産課		"
四一二	豊嶋 一志	"	"	"
四二三	田中 時一	"	"	"

昭和三十年六月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

二 作業期間 昭和三十年五月二十六日から
十一月三十日まで
三 作業地域 東伯郡東伯町、西伯郡大山村

鳥取県告示第二百八十八号

鳥取県教育委員会事務局東部給与事務所を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和三十年六月一日指定した。

昭和三十年六月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百八十七号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十年六月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県人事委員会規則第五号

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 貴藏

人事委員会規則

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第三項の規定に基き、人事委員会の権限の一部を事務局長に委任することを目的とする。

条及び第四条に規定する協議
四 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年鳥取県条例第四十号）第十五条第三項に規定する協議
五 職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号）第十三条第三号の但書に規定する協議

2 前項に定めるもの以外、特に緊急を要する軽易な事項の処理で委員会を招集するいとまがないときはその権限は事務局長に委任する。

（報告）
第三条 事務局長はその委任に係る権限を行つたときは、次の委員会の会議に報告するものとする。

一 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）第二条第二項に規定する承認

二 職員の任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）第九条第二号及び第三号に規定する承認

三 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十八号）第二

格者は次のとおりである。

昭和三十年六月十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

めん羊、山羊の人工授精講習会修業試験合格者

梅田 峰夫

中原喜美男

有沢 晃

三谷 忠俊

鈴木 照光

吉田 利晴

徳安 弘年

木下 雄

岡田 駿

尾崎 篤夫

米田 林治

芳田 勇

西尾 賴男

長谷 秀昭

堀尾 直行

片山 之晴

安木 宏有

三谷 晃

田中 耕祐

勝部 德雄

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印鑑行
印鑑所
鳥取縣
鳥取縣
鳥取市
鳥取市
東町
東町
印鑑所